

確約書

東京都電機健康保険組合の任意継続被保険者資格を取得するうえで、
下記について異議のないことを約束する。

- ① 保険料の納付について、銀行の窓口にて銀行の規約に従い、当組合必着で指定期限までに納付する。
期限までに納付がなかった時は資格継続の意思がないと判断され、任意継続被保険者の資格を失うこと。（健康保険法第37・38条）
銀行の窓口以外で振り込みを行ったことで、納付期限までに間に合わない、領収書が発行されない、納付金額を誤る、等の不都合が発生しても、
すべて自己責任とする。
- ② 任意継続被保険者の資格を取得した月と同じ月に、就職などで別の健康保険の資格を取得した時は、双方の保険者に保険料を納付すること。
（通達昭和19年6月6日保険発第363号）
- ③ 健康保険証の返却について、資格喪失後5日以内に当組合に郵送等で返却すること。（健康保険法施行規則第51条）

年 月 日

氏名

東京都電機健康保険組合 殿

※当組合記入欄	
記号番号	資格取得年月日
9000 -	年 月 日